

後援・共催・協賛等に関する要領

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

1 目的

本要領は、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会(以下「本会」という。)が、他団体、企業等が開催する各種会議行事等(以下「行事等」という。)に、後援・共催・協賛等を行う場合の基準を定め合理的な運営を行うことを目的とする。

2 定義

この要領における用語の定義は次のとおりとする。

- (1)「共催」とは本会を含む複数の者が主体となり、共同でその催しを開催することをいう。
- (2)「後援」とは第三者が主体となる催しの開催について、本会がその趣旨に賛同し、応援、後押し、支援することをいう。
- (3)「協賛」とは第三者が主体となる催しの開催について、本会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。後援と同義であるが、後援に比べてその催しへの本会の関与の度合いが強い。

3 対象の範囲

各種団体及び企業等が開催する行事等とし、個人が開催する行事等については対象としないものとする。

4 基準

- (1) その行事等の対象者又は参集者の範囲が県内全域にわたるもの
- (2) 社会福祉事業推進の上で必要と認めたもの
- (3) 本会運営上、必要と認めたもの
- (4) 公序良俗に反しないもの
- (5) その他、本会会長が認めたもの

5 手続

- (1) 申請については「後援・共催・協賛等申請書」(様式第1号)に必要な事項を記入のうえ、原則として行事等開催日の3か月前までに提出すること。
- (2) 行事等開催にあたって事業収入に本会の助成金、補助金等を計画しているものについては前年度の11月30日までに申請すること。

6 申請に必要な書類

- (1) 後援・共催・協賛等申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書、収入支出予算書等
- (3) 団体の概要(役員名簿、総会資料、パンフレット等)

7 報告

報告については、原則として行事終了後1か月以内に「後援・共催・協賛実績報告書」(様式第2号)及び当日配布資料、報告書、チラシ、写真など概要のわかるものを提出すること。

附則

この要領は、昭和62年1月24日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。